

「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」

の施策に関する

評価書

神戸市

平成26年1月

目次

第1	はじめに.....	1
第2	基本目標の各課題に対する取組方針についての評価	3
(1)	安定した居住の場所の確保について	3
ア	一時的な居住の場所の確保支援.....	3
イ	民間賃貸住宅の活用	4
ウ	安定した居住の場所の確保支援.....	4
エ	公営住宅への入居支援	5
オ	民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請	6
カ	居宅生活が困難な人への支援	7
(2)	就業の機会の確保について	8
ア	職業相談の実施	8
イ	求人情報の提供	9
ウ	事業主等に対する啓発	10
(3)	保健及び医療の確保について	11
ア	健康相談等	11
イ	医療の必要があると思われる場合の対応	12
ウ	結核にり患している者への対応.....	13
エ	医療の確保	13
オ	緊急搬送時の対応.....	14
(4)	生活に関する相談及び指導について	15
ア	実態把握	15
イ	総合的な相談体制の確保.....	16
ウ	ホームレスに対する心のケア	17
エ	区保健福祉部保護課における相談窓口対応	18
オ	通報への対応.....	19
(5)	ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて	20
ア	就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援	20
イ	医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援.....	21
ウ	野宿生活から脱却する意欲が低下した人に対する支援	22
エ	女性のホームレスに対する支援.....	22
オ	その他.....	23
(6)	生活保護法による保護の実施について.....	24
ア	個別性に配慮した保護の実施	24

イ	直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施	24
ウ	居住の場所を確保した人に対する保護の実施	26
エ	医療機関に入院となった人に対する保護の実施	26
オ	就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施	27
(7)	ホームレスの人権の尊重について	28
ア	人権啓発事業の実施等	28
イ	相談と事案の適切な解決	29
ウ	施設における人権の尊重	30
(8)	公共施設の適正な利用の確保について	31
ア	施設管理者の役割	31
イ	放棄物等の処理	31
(9)	民間団体等との連携について	33
ア	民間団体等との連携・協力	33
イ	民間団体等との情報・意見交換	33
(10)	その他、自立の支援等に関する事項について	35
ア	市民福祉総合計画の推進	35
イ	NPO等が活動しやすい環境作り	35
ウ	民生委員児童委員協議会への研修等	36
エ	権利擁護事業の推進	36
オ	「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」の周知	37
第3	計画の評価と課題	38
(1)	取り組み状況について	38
(2)	ホームレスの現状と課題について	38
(3)	今後について	39

第1 はじめに

変動する社会経済情勢及び不安定な雇用を背景として、本市においても、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が存在しています。ホームレスの多くは、公園、河川、道路等を起居の場所として日常生活を送っており、食事の確保や健康面で問題を抱えるほか、一部では地域社会とのあつれきが生じるなど早急な解決が求められています。

こうした中、平成14年8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が平成24年6月に一部改正により5年間延長となり、全国的にホームレスの自立等に関する施策の総合的な推進が図られています。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等が明示され、国と地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を求めています。

国においては、平成24年に実施されたホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、平成25年7月に新たに「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

平成21年4月に本市が策定した「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」において、計画の見直しにあたっては、「計画期間の満了前に、当市のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行います。評価により得られた結果については、公表するとともに、実施計画の見直しの参考にします。」（第2-4）としています。

この評価書は、その規定に基づき、現実施計画が平成25年度末に期間満了するにあたって、実施計画の第4-3「基本目標の各課題に対する取組方針」について評価を行うものであり、平成26年度以降の新実施計画策定の参考とします。

評価は、民間団体より意見聴取の上、神戸市ホームレス対策連絡会議において行いました。

第2 基本目標の各課題に対する取組方針についての評価

(1) 安定した居住の場所の確保について

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。本人の意向を確認しながら、野宿生活を解消するための一時的な居住の場所の確保支援、低廉な民間賃貸住宅の活用、公営住宅の既存制度を活用した入居支援等を行い、安定した居住の場所の確保に努めます。

ア 一時的な居住の場所の確保支援

野宿生活を解消するための一時的な居住の場所を確保するにあたっては、更生センター、救護施設、社会福祉法（昭和25年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所を活用します。また、国の「無料低額宿泊所の設置、運営等に関する指針」等に基づき、利用者の適切な処遇を確保するものとします。

1. 野宿生活を解消するための一時的な居住の場所として、以下の施設を活用している。

(1)生活保護法に基づく更生施設…神戸市立更生センター

○更生センター入所者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
79人	60人	99人	72人	79人

(2)生活保護法に基づく救護施設…アメニティホーム夢野、ヨハネ寮、のぞみの家、和光園、ひまわり苑

○救護施設入所者数

※市内5施設合計

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
31人	22人	55人	33人	32人
1,174人(2.6%)	1,366人(1.6%)	1,361人(4.0%)	1,349人(2.4%)	1,370人(2.3%)

※ 下段は、全入所者数、()内はホームレスの比率

(3)社会福祉法に基づく無料低額宿泊所…神戸市立更生援護相談所、神戸市立兵庫荘、磯上荘、甲南荘、WARMTH HOUSE

○兵庫荘・磯上荘入所者数

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
103 人	101 人	95 人	93 人	81 人

(4) 売春防止法に基づく婦人保護施設…兵庫県立女性家庭センター

○女性家庭センター入所者数 (DV 被害者含む)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
58 人	68 人	64 人	41 人	37 人

2. 各施設に対して運営状況等に関する報告を求め、市本庁等による監査及び調査を実施することにより、利用者の適切な処遇の確保に努めている。

イ 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の情報を取り扱う関係団体との連携を図り、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。

1. 更生センター及びホームレス巡回相談員等が NPO 及びボランティア団体の協力を得て、低廉な家賃の民間賃貸住宅等の情報を提供した。

【更生センターを退所し、民間賃貸住宅を確保した人数】

20 年度…15 人、21 年度…26 人、22 年度…34 人、23 年度…28 人、24 年度…22 人

【ホームレス巡回相談員が、NPO 等の協力を得て民間賃貸住宅を確保した人数】

20 年度…28 人、21 年度…8 人、22 年度…11 人、23 年度…6 人、24 年度…3 人

ウ 安定した居住の場所の確保支援

更生センターや他の社会福祉施設において一定期間安定した生活状況にあると認められ、職業相談等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活と円滑な共同生活を営むことが可能と認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行います。

1. 更生センター、救護施設、女性家庭センター等の入所生活を通じ、居宅生活が可能で

あると認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行った。

【各施設入所者の退所後の動向】

○更生センター

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	17 人	26 人	34 人	29 人	22 人
②住込み就労	6 人	3 人	6 人	7 人	1 人
③施設入所（転所）	3 人	3 人	3 人	1 人	1 人
④兵庫荘・磯上荘へ入所	10 人	13 人	11 人	3 人	7 人
合 計（人数）	36 人	45 人	54 人	40 人	31 人

※③施設…母子、婦人関係施設・老人ホーム等介護保険施設・身障者施設等

○救護施設入所者

※市内 5 施設：アメニティホーム夢野・ヨハネ寮・のぞみの家・和光園・ひまわり苑 の

合計

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	18 人	51 人	57 人	38 人	32 人
②住込み就労	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③施設入所（転所）	10 人	24 人	28 人	24 人	24 人
合 計（人数）	28 人	75 人	85 人	62 人	56 人

○女性家庭センター入所者（DV 被害者を含む）

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	7	11	7	8	6
②住込み就労	6	3	0	0	0
③施設入所（転所）	18	18	18	18	14
合 計（人数）	31 人	32 人	25 人	26 人	20 人

エ 公営住宅への入居支援

一時的な居住の場所を確保した人に対して、地域の住宅ストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅において、既存の単身入居や優先入居制度の活用等を図ります。

1. 神戸市では、市営住宅の募集を年 4 回（5 月・10 月の定時募集、8 月・1 月の追加募集）

行っており、市内に住民登録がある等申込資格を具備する場合は、ホームレスの如何を問わず市営住宅の応募を認めている。

市営住宅の入居資格の一つに、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」という要件があるが、障害者、生活保護受給者等については「単身入居」が認められている。また、高齢者や障害者等を対象とした「優先入居」の要件を設定しており、高齢者や障害者等の特定の資格を有する世帯のみに限定して「特定目的住宅」の募集も実施している。

2. 区保健福祉部保護課は、管内の被保護者に対し、公営住宅の募集に関する情報提供を行うとともに、必要な方については申込手続きの援助を行っている。

公営住宅に当選し、入居が決まった場合、要件に該当する世帯へは敷金の支給を行っている。

オ 民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請

- (ア) 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報が提供できるよう協力を要請します。
- (イ) 研修等の場において、各業者に法の趣旨等を周知するとともに、情報提供等について協力を呼びかけるよう依頼します。

低廉な家賃の民間賃貸住宅等の情報について、NPO及びボランティア団体の協力を得て収集している。

特に、平成22年度以降は兵庫県の「ホームレス等貧困・困窮者サポート事業」(絆再生事業)の活用により、NPOとの協力・連携による民間賃貸住宅の情報提供及び確保が積極的に行われている。

○神戸地域における絆再生事業相談実績

年 度	相 談 内 容 (重複あり)						括弧内実人員 宿泊提供	軽食提供	
	住宅相談	生活保護	健康相談	仕事相談	債務問題	その他			
平成22年度	5	48	41	2	0	10	42	(5)	2
平成23年度	198	523	22	7	37	776	4,452	(172)	4,243
平成24年度	1,142	1,211	339	128	140	1,513	8,827	(542)	8,042
平成25年度 (~11月末)	1,161	1,164	345	125	80	1,084	5,001	(0)	4,456

カ 居宅生活が困難な人への支援

高齢や障害等により居宅生活が困難な人で、施設での共同生活が可能と認められた人については、保護施設や養護老人ホーム等への入所の支援を行います。

1. 高齢や障害等により居宅生活が困難な人で、施設での共同生活が可能と認められた人については、養護老人ホームや救護施設への入所の支援を行っている。

対象者の状況に適した施設に空きがないときは、更生センター、女性家庭センターを一時的に利用したうえで、施設入所につなげている。

2. 身体的又は精神的に入院による療養が必要な場合は、必要に応じて生活保護を適用し、健康の回復を図った上で施設入所の支援を行っている。

3. 施設入所が適当と判断されるにも関わらず、施設での生活を望まない人に対しては、更生センター及び巡回相談員が安否確認を行いつつ、粘り強く施設入所を勧奨している。

(2) 就業の機会の確保について

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

神戸市としては、市民が安定して働く場を確保することが市政の最重要課題であるとの認識の下、各雇用労働行政機関と連携を図りつつ必要な施策を行っていきます。

ア 職業相談の実施

野宿生活から就職することは困難であり、自立のためにはまず居住の場所を確保することが必要と考えます。その上で、ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設及び区保健福祉部保護課において、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら職業相談を実施します。

1. 保健福祉局総務部保護課では、平成12年度より本庁に就労支援員を配置し、更生センター・兵庫荘・磯上荘に派遣している。就労支援が必要な人に対して、個別に面接を実施し、状況にあった求人情報の提供を行い、公共職業安定所と連携を図りながら支援を行っている。

【就労支援員による、更生センター・兵庫荘・磯上荘利用者への就労支援実績】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
支援対象者数(人)	43	54	66	61	60	284
就職者数(人)	14	13	25	21	24	97
就労率(%)	32.5	24.0	37.8	34.4	40.0	34.1

(3 施設合計)

【更生センター退所後、就労により生活保護から自立した人数】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
退所者数(人)	75	71	93	79	73	391
就職者数(人)	17	18	33	24	22	114
就労自立率(%)	22.6	25.3	35.4	30.3	30.1	29.1

イ 求人情報の提供

神戸市ホームページ上での雇用関連情報の提供を行うとともに、高齢者に対しては、神戸市高齢者職業相談室での職業相談を行います。

また、雇用関連情報については、必要に応じ、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設での情報提供を行います。

1. 「神戸市就労相談窓口」では、ハローワーク求人情報一覧の掲示や予約制によるキャリアアカウンティング等を行っている。また、神戸市高齢者職業相談室は平成21年度末で廃止となったが、神戸市ホームページ(<http://www.city.kobe.lg.jp/other/lifeevent/life03.html>)では、雇用就業関連情報を掲載している。

「神戸市就労相談窓口」…神戸市青少年会館5階（中央区役所西隣）

2. 神戸市では、市民生活を支える基盤である安定した雇用の場を確保するため、平成14年度から2度にわたり「2万人の雇用創出」に取り組み、目標を達成してきたが、雇用情勢については厳しい状況が続いている。そのため、平成22年度からの4年間についても、『『知の集積』の推進』、『『ものづくり』の振興』、『『商業・集客観光分野などの振興』、『『健康福祉・教育分野などの振興』の4本柱による新たな「2万人の雇用創出」を目指して取り組んでおり、平成24年度までに、15,425人の雇用の場を創出している。

事業内容	雇用創出予定人数(人)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
1 「知の集積」の推進 (1)先端医療関連分野 (2)情報・環境関連分野など	600	700	1,100	1,100	3,500
2 「ものづくり」の振興	500	900	1,300	1,300	4,000
3 商業・集客観光分野などの振興 (1)商業・物流関連分野 (2)空港関連分野 (3)集客観光関連分野 (4)農水産関連分野	1,200	1,800	2,500	2,500	8,000
4 健康福祉・教育分野などの振興 (1)健康福祉関連分野 (2)教育関連およびその他の分野	1,200	1,100	1,100	1,100	4,500
合計	3,500	4,500	6,000	6,000	20,000
(うち企業誘致分)	1,700	2,300	3,000	3,000	10,000
(うち新規創業分)	100	100	400	400	1,000

3. 更生センター・兵庫荘・磯上荘では、利用者に対して公共職業安定所の求人情報の提供及び保健福祉局総務部保護課に所属する就労支援員による就労支援を行っている。
4. 各区保健福祉部保護課では、ケースワーカーと就労支援員が連携し、公共職業安定所等を活用して就労支援及び職業相談を実施している。
- また、生活歴や職歴等様々な事情により、すぐに一般的就労に結びつけることが困難な人に対し、社会福祉法人や NPO への委託による就労訓練及び講習の受講等を活用して就労意欲及び技能の向上を図っている。

ウ 事業主等に対する啓発

ホームレス問題について事業主等の理解を深めるため、事業主等に対する啓発活動を行います。

更生センター入所者は、求職時の連絡先として更生センターの電話番号を提示している。更生施設に入所していることにより採用を拒否されることのないように、入所者には「更生センターはホームレスの自立を支援する施設である」ことを面接時に説明するよう助言するとともに、事業者より施設宛てに電話があった際には施設について説明を行い、理解を求めている。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、健康相談等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していく必要があります。また、ホームレスの健康状態の把握に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要です。

長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合には、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずる必要があります。

結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域においては、区保健福祉部は、医療機関と密接な連携を図り、引き続き結核対策を行う必要があります。

ア 健康相談等

区保健福祉部における健康相談、保健指導等により、ホームレスの健康対策を図ります。また、更生センター及びホームレス巡回相談員は、市内を巡回し、健康に不安を抱える人に対し、個々に支援施策に関する情報提供を行います。

1. 各区保健福祉部では、更生センター及びホームレス巡回相談員との連携により、健康状態に問題のあるホームレスに対して健康相談を実施し、受診につなげている。
2. 更生センター及びホームレス巡回相談員は、健康や住居確保など個々の相談に対応する旨のちらしを、巡回の際に配布している。また、巡回相談の中で健康相談及び保健指導が必要と思われた人については、区保健福祉部に協力を依頼している。
3. 「神戸市結核予防計画 2014」に基づく結核対策事業として、結核発病のリスクが高いとされるホームレス等を対象とした健診を実施している。

【実施場所】

ホームレスを対象とした炊き出し会場、簡易宿泊所、飯場、更生センター、兵庫荘、磯上荘等

【経年実績】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ホームレス等を 対象とした健診	回数	13 回	17 回	13 回	11 回
	受診者数	934 人	1095 人	777 人	465 人
	結核患者	6 人	2 人	1 人	0 人
	発見率	0.64%	0.18%	0.13%	0.00%

4. 高齢者については、保健福祉・介護に関する地域の身近な相談機関として、概ね中学校区に1ヶ所（市内に75ヶ所）あんしんすこやかセンターを設置し、保健師・看護師が中心となって保健に関する相談に応じている。特に、複雑な問題を抱え対応が困難な事例については、区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係等と連携して対応している。

イ 医療の必要があると思われる場合の対応

健康相談等の結果により、医療の必要性を考慮し、区保健福祉部、更生センター及びホームレス巡回相談員等の関係機関が連携を図りながら、医療機関への受診につなげるよう努めます。

また、精神保健関係の複雑困難な事例については、関係機関が連携して対応し、こちらの健康センターが指導・援助を行います。

1. 更生センター及びホームレス巡回相談員は、巡回相談を実施し、健康に不安を抱える人の発見に努めている。医療機関への受診が必要と思われる人に対しては、更生センターの嘱託医を通じて医療機関への受診につなげている。

【更生センター・更生援護相談所利用者の嘱託医受診者数】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
合計	250人	160人	158人	132人	129人

2. 高齢者については、概ね中学校区に1ヶ所（市内に75ヶ所）設置しているあんしんすこやかセンターで保健相談に応じた結果、医療受診の必要があると判断されたケースについては各区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係と連携し、医療機関への受診につなげている。
3. 「神戸市結核予防計画2014」に基づく結核対策事業として、結核発病のリスクが高いとされているホームレス等を対象とした健診を実施している。結核が疑われる人については、その場で受診勧奨し、紹介状と撮影データを本人に渡して確実に受診させ、保健師は医療機関等と連携して患者の治療完遂まで支援している。

ウ 結核にり患している者への対応

結核にり患している人については、病状に応じて医療機関での入院治療を行うほか、通院が必要な場合は更生センターへの入所等により、療養が行える環境の確保に努めます。また、区保健福祉部内で連携し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問・来所等による服薬対面指導（DOTS）等を実施します。

1. 「神戸市結核予防計画 2014」に基づく結核対策事業として DOTS 事業を推進しており、医療機関と連携して結核治療における適正な医療の提供と確保を行っている。また、神戸市 DOTS 事業の導入により、保健師や DOTS 専任の看護師及び薬剤師が生活や精神的な支援までを含んだ包括的服薬支援を行い、長期（6～9 ヶ月）にわたる結核治療の完遂を支援している。

※DOTS 事業…保健師や専任の看護師・薬剤師が定期的（週 1 回以上）な訪問・来所面接により、目の前で服薬を確認する。また、残薬、薬殻、服薬手帳等で飲み忘れがないか確認を行っている。

2. ホームレス等結核ハイリスク者の結核健診を実施し、結核の早期発見に努めるとともに、結核に関する知識の普及を行っている。

エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努めます。

また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用に配慮します。

1. 無料低額診療事業については、東神戸病院・大石川診療所・柳筋診療所・東神戸診療所・生田診療所・済生会兵庫県病院・神戸協同病院・みつわ診療所・番町診療所・いたやどクリニック・神戸掖済会病院において実施している。

各区保健福祉部保護課は、事前に対象医療機関と連絡を取り、必要と判断されれば「特別診療券」の発行を行い、外来治療の継続が必要な場合は更生センターにおける医療扶助を、入院が必要な場合は生活保護の適用を検討している。

2. 各区保健福祉部では、身元不明・住所不定等の死亡人や病人への対応を行っている。
特にホームレスの多い中央区での対応実績は以下のとおりである。

【中央区における身元不明・住所不定等の死亡人や病人への対応実績】

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
行旅病人	60	90	52	47	32
行旅死亡人	15	17	16	21	19

3. 消防局は、ホームレスが病気等により急迫した状態にある場合で搬送の依頼があった場合は、医療機関へ救急搬送している。

【ホームレスの救急搬送者数】

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
搬送者数	110	108	77	75	74

オ 緊急搬送時の対応

医療機関に緊急搬送された場合は、救急隊からの搬送通知を区保健福祉部へ送付することにより、早急に実態を把握した上で、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護による適切な保護に努めます。

生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します。

1. 病気等により急迫した状態にある人や要保護者が医療機関に救急搬送され、医療機関より各区保健福祉部へ通報があった場合には、医療機関等と連携を図り、必要に応じて行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護による保護の実施を行っている。
また、治療終了後の生活について、居宅等における自立した日常生活の実現に向けた支援並びに再びホームレスとなることのないよう支援を行っている。
2. ホームレス等の救急搬送を行った場合には、消防局より救急事故等が発生した場所を管轄する区長に通知を行い、必要に応じた対応を行うことのできるよう連携している。

(4) 生活に関する相談及び指導について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関相互の連携を図りつつ総合的な相談体制の確保に努める必要があります。

また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設の管理者との連携を図ります。

ア 実態把握

全市のホームレスの実態を把握するため、関係部局の協力を得て、定期的なホームレス一斉調査（目視調査）を今後も継続して実施します。また、更生センター及びホームレス巡回相談員が関係機関と連携を図りながら、日常的に生活実態や個々のニーズの把握に努めます。

1. 神戸市では、平成9年度より毎年8月にホームレス一斉調査（目視調査）を継続実施している。また、平成18年度より毎年1月に全国調査も行っている。

【ホームレス一斉調査結果】

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ホームレス数(人)	136	119	117	83	70

【全国調査結果】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ホームレス数(人)	151	121	104	83	75

2. ホームレス巡回相談員及び更生センターが巡回生活相談を行っている。

【更生センターによる巡回】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
巡回日数(日)	29日	32日	55日 (昼25夜30)	69日 (昼42夜27)	69日 (昼38夜31)
面談件数	68件	71件	70件 (昼20夜50)	112件 (昼63夜49)	90件 (昼31夜59)
面談後更生センター来所人数	4件	3件	8件	6件	6件

【ホームレス巡回相談員による巡回】

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(4～10 月)
巡回日数 (日)	168 日	185 日	197 日	187 日	145 日
面談 (件)	424 件	591 件	961 件	693 件	429 件
自立等 (件)	40 件	58 件	39 件	20 件	14 件
関係機関訪問	80 件	131 件	180 件	161 件	187 件

※自立等の内訳 (平成 21 年～)

更生センター入所…53 人

兵庫荘・磯上荘入所…1 人

居宅確保…77 人

入院…28 人

事故死…2 人

その他…10 人

毎年 12 月には年末年始対策として、ホームレスが多くいる場所を重点的に巡回し、年末年始の更生援護相談所における支援サービスについて案内している。

3. 建設局公園砂防部管理課とみなと総局神戸港管理事務所は、ホームレス対応を主な業務とする嘱託職員を配置し、所管区域内の日常的生活実態や個々のニーズの把握に努めている。

4. ホームレス問題に関して具体的に施設管理者や地域住民等からの要望・要請依頼があった場合、所管課又は連絡を受けた部署が必要に応じて当該事案に関する関係機関を招集のうえで連絡会を開催している。

【例】平成 23 年 1 月…北長狭 4 丁目 西北神ビル前ホームレス対策会議 (中央区)

イ 総合的な相談体制の確保

更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部、施設管理者等関係機関や社会福祉施設が相互に連携した総合的な相談体制の整備に努めます。また、各関係機関においては、研修等により職員の資質向上を図るものとします。

1. ホームレスに対する全庁的な協力体制の確保を目的として、定期的にホームレス対策

連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例についての報告等を行っている。

【ホームレス対策連絡会議の開催】

平成21年8月、平成22年10月、平成23年11月、平成24年11月、平成25年7月・11月

2. 保健福祉局総務部保護課は、毎年開催されている兵庫県ホームレス自立支援対策協議会及び全国自治体ホームレス対策連絡協議会へ出席している。
3. 保健福祉局総務部保護課は、毎年実施している福祉事務所新任査察指導員研修において、更生センターの施設見学と施設長によるホームレス施策の講義を実施している。
4. 高齢者の保健福祉・介護に関する地域の身近な相談機関として、概ね中学校区に1ヶ所（市内に75ヶ所）あんしんすこやかセンターを設置し、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または看護師、見守り推進員がチームアプローチを図りながら、総合的な相談に対応している。また必要に応じて、区役所や社会福祉施設、医療機関等との連携を図っている。

保健・医療・福祉の関係機関を構成員とした地域ネットワーク会議を区主催及びあんしんすこやかセンター主催で実施し、ネットワークづくりに取り組んでいる。

ウ ホームレスに対する心のケア

野宿生活等により健康状態が悪化し、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な人については、身体面のケアだけでなく、心のケアについても、各区保健福祉部健康福祉課の精神保健相談員と連携しながら対応に努めます。また、複雑困難な事例については、区保健福祉部等の関係機関に対して、こころの健康センターが指導・援助を行います。

1. 精神面において治療等の対応が必要と認められるホームレスについては、市民からの通報に基づく状況把握や巡回相談等の際に各区保健福祉部の精神保健福祉相談員・保健師等と連携して支援を行っている。
2. 生命に危険が及ぶ恐れがあるなど緊急に入院が必要と思われる場合には、こころの健康センターとの連携により入院先の確保を行っている。

エ 区保健福祉部保護課における相談窓口対応

各区の保健福祉部保護課においては、従来から生活に困窮している世帯の情報が窓口につながるように、個人情報の保護に留意しつつ、民生委員児童委員協議会への協力依頼や、保健福祉・住宅・水道等の関係部局とも連絡のうえ、適切な対応に努めてきました。今後とも相互の連携を強化し、適切な相談窓口対応を行うことにより、ホームレスとなることを防止するよう配慮します。

1. 各区の保健福祉部保護課は、専任の面接員を配置し、生活に関わる様々な制度について情報提供や関係機関との連携により、適切に相談窓口対応を行い、ホームレスとなることを防止するよう取り組んでいる。

特に、平成 22 年度以降は兵庫県の「ホームレス等貧困・困窮者サポート事業」（絆再生事業）の活用により、NPO との協力・連携による民間賃貸住宅の情報提供及び確保が積極的に行われている。

○各区分絆再生事業活用による保護申請受理件数

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(～11 月末)
東灘	0	5	12	7
灘	0	12	16	8
中央	1	95	105	72
兵庫	0	24	43	22
北	5	5	4	4
長田	0	18	24	15
須磨	0	4	1	4
北須磨支所	1	2	4	5
垂水	0	0	3	3
西	2	4	23	8
合 計 (件)	9	169	235	148

2. 各区保健福祉部は、生活に困窮しており、退院後の帰来先のない入院患者について医療機関より相談を受けた場合、居宅の確保や施設への入所による安定した居住場所の確保を支援している。
3. 更生センターの所在地を管轄する中央区保健福祉部健康福祉課では、更生センターから高齢者についての相談を受けた場合、必要に応じて養護老人ホームへの入所措置を行っている。

【中央区におけるホームレスに関する養護老人ホームへの措置件数】

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数	5	2	0	1	2

オ 通報への対応

市民等からの通報が寄せられた場合は、原則として通報を受けた機関がホームレスの状況を具体的に把握のうえ、必要な対応を行うほか、相談内容に応じた関係機関（例；無料一時宿泊・医療相談等の対応を希望する場合は更生援護相談所、高齢・障害者等要援護状態の場合は区保健福祉部、荷物の撤去等を要する場合は施設管理者など）への連絡調整を行うなど、適切な機関への相談につなげるよう努めます。

1. 各区まちづくり推進部まちづくり推進課（中央・北）及びまちづくり課（東灘・灘・兵庫・長田・須磨・垂水・西）は、区の広聴担当課として、地域住民からホームレスに関する相談や通報を受けた際には、現地確認や関係者の事情聴取等により状況を具体的に把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整を行っている。

また、婦人市政懇談会や自治懇談会等を通じて、ホームレスに対する要望を受け付けた場合は、関係課へ報告し、対応について調整している。

2. 各関係課は、市民等からの通報があれば、状況を具体的に把握することに努め、更生センターやホームレス巡回相談員と連携し、必要な対応を行っている。
3. 「市長への手紙」や婦人市政懇談会等において、市民からホームレスに関する情報やホームレス問題に対する意見・要望が寄せられた場合、所管課は状況確認等の対応を行い、ホームレスの状況や神戸市のホームレスに対する取り組み等について理解を求めよう回答及び説明を行っている。

【保健福祉局保護課におけるホームレスに関する「市長への手紙」への回答件数】

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民	6 件	5 件	8 件	11 件	3 件
婦人市政懇談会	3 件	2 件	2 件	0 件	1 件
住民自治組織代表者との懇談会	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
神戸地区労働組合協議会	3 件	2 件	0 件	0 件	1 件
その他	0 件	4 件	1 件	0 件	0 件
合計	12 件	13 件	11 件	12 件	5 件

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて

野宿生活からの脱却を阻害している要因としては、主として①就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、②医療や福祉等の援助が必要なこと、③野宿生活から脱却する意欲が低下したこと、という三つがあると考えられます。

更に社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等複雑な問題を抱えている人も少なくありません。実態を十分に把握し、自立意欲を引き出し、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるように、状況に応じた適切な施策を実施する必要があります。

ア 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回生活相談等を通じて、安定した居住の場所の確保を前提に職業相談、公共職業安定所の求人情報の提供や神戸市高齢者職業相談室の紹介等を行います。

1. 保健福祉局総務部保護課では、平成12年度より本庁に就労支援員を配置し、更生センター・兵庫荘・磯上荘に派遣をしている。就労支援員は、就労支援が必要な人に対して個別に面談を実施し、その人の状況に合った求人情報の提供を行い、更生センターのケースワーカー及び更生業務員、兵庫荘・磯上荘の職員並びに公共職業安定所と連携を図りながら支援を行っている。

【就労支援員による、更生センター・兵庫荘・磯上荘利用者への就労支援実績】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
支援対象者数(人)	43	54	66	61	60	284
就職者数(人)	14	13	25	21	24	97
就労率(%)	32.5	24.0	37.8	34.4	40.0	34.1

(3 施設合計)

【更生センター退所後、就労により生活保護から自立した人数】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
退所者数(人)	75	71	93	79	73	391
就職者数(人)	17	18	33	24	22	114
就労自立率(%)	22.6	25.3	35.4	30.3	30.1	29.1

イ 医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援

医療や福祉等の援助が必要な人については、区保健福祉部における健康相談等や更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回相談を活用し、必要な支援を行います。また、無料低額診療事業を行う施設の活用を検討します。

1. 更生センター及びホームレス巡回相談員は巡回相談を実施し、健康に不安を抱える人の発見に努めている。医療機関への受診が必要と思われる人については、更生センターの嘱託医を通じ、医療機関への受診につなげている。

【更生センター・更生援護相談所利用者の嘱託医受診者数】

平成20年度～平成24年度 合計829人、うち入院者数合計44人

【更生センターが医療機関につなぎ、入院となった人数】

相談経路	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
本人	13人	10人	6人	4人	3人	33人
区保健福祉部	13人	8人	9人	10人	4人	46人
巡回相談	2人	2人	3人	1人	0人	7人
NPO等民間団体	6人	4人	1人	2人	3人	16人
警察・医療機関等	6人	5人	3人	3人	3人	2人
その他	2人	3人	3人	5人	2人	15人
合計	42人	32人	25人	25人	14人	138人

2. 各区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係及びあんしんすこやかセンターは、医療や福祉等の援助が必要な高齢者の身体的・精神的状況に応じ、医療機関の受診調整や一時的な施設入所の利用（生活支援ショートステイ等）、長期的な施設入所（養護老人ホームへの入所措置等）等の支援を行っている。

3. 無料低額診療事業については、東神戸病院・大石川診療所・柳筋診療所・東神戸診療所・生田診療所・済生会兵庫県病院・神戸協同病院・みつわ診療所・番町診療所・いたやどクリニック・神戸掖済会病院において実施している。

各区保健福祉部保護課は、事前に対象医療機関と連絡を取り、必要と判断されれば「特別診療券」の発行を行い、外来治療の継続が必要な場合は更生センターにおける医療扶助を、入院が必要な場合は生活保護の適用を検討している。

ウ 野宿生活から脱却する意欲が低下した人に対する支援

これまでの生活環境等により野宿生活から脱却する意欲が低下した人については、巡回相談などによる継続的な面接や、民間団体による支援活動を通じた社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰できるよう努めます。

1. 更生センター及びホームレス巡回相談員は、野宿生活から脱却する意欲が低下した人に対し、巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じて民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努めている。

2. 対応事例

(1)更生センター及び巡回相談員が具体的な関わりを持つようになってから7年間に渡り対応した男性ホームレス。体調不良により本人が支援を必要とするとき以外は関わりを拒否し、巡回時に渡す食べ物の受け渡しだけが唯一のコミュニケーションという時期が長期間継続した。交番にも苦情が寄せられ、商店主等から要望書が提出されるということもあった。足を負傷して動けなくなり、警察に保護されたことを契機として、更生センターから医療機関受診に結びつけ、入院に至った。

(2)奇異な姿で繁華街を歩き回り、通行人の関心を引いていた男性ホームレス。更生センター及び巡回相談員が食べ物の提供、福祉施策の活用についての声かけを継続して行っていた。市民や商店主からの要望を受け、行政・警察・商店主等による連絡会議も開催した。関わりをもって5年後に、巡回相談員が衰弱している様子を発見したことから、警察の協力を得て更生センターの利用に繋げ、医療機関への入院に至った。

エ 女性のホームレスに対する支援

女性のホームレスについては、性差に配慮した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、県立女性家庭センターや婦人保護施設等の関係機関とも十分に連携します。児童が一緒であった場合は、こども家庭センターとの連携を検討します。

1. DV被害者を含め、女性が生活拠点を喪失したことに関する相談は、区保健福祉部こども家庭支援課の婦人相談員が相談対応を行っている。施設入所による保護が必要な場合には、兵庫県女性家庭センターへの一時保護や母子婦人短期保護事業の活用を行っている。

【平成24年度一時保護件数（ホームレスの数は特定できず）】

兵庫県女性家庭センター	一時保護依頼件数	…48件
母子婦人短期保護事業		…32件

2. 各区保健福祉部保護課が女性のホームレスから保護を含めた相談を受けた場合には、兵庫県が平成22年から実施している「ホームレス等貧困・困窮者サポート事業」（絆再生事業）も活用し、住居確保の支援を行っている。

オ その他

様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人については、個々に関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応するよう努めます。

1. ホームレスに対する全庁的な協力体制の確保を目的として、定期的にホームレス対策連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例についての報告等を行っている。

【ホームレス対策連絡会議の開催】

平成21年8月、平成22年10月、平成23年11月、平成24年11月、平成25年7月

2. 各区まちづくり推進部まちづくり推進課（中央・北）及びまちづくり課（東灘・灘・兵庫・長田・須磨・垂水・西）は、区の広聴担当課として、地域住民からホームレスに関する相談や通報を受けた際には、現地確認や関係者の事情聴取等により状況を具体的に把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整を行っている。

(6) 生活保護法による保護の実施について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。

こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等のあらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

この際、区保健福祉部保護課、更生センターにおいては、個々の状況に配慮しつつ、市民の理解が得られるよう、以下の点に留意して適切な保護を実施します。

ア 個別性に配慮した保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施します。

1. 更生センター及び各区保健福祉部保護課は、保護の実施にあたって個別性に配慮し、自立支援に取り組んでいる。

【各区保健福祉部保護課における（元）ホームレスの生活保護適用件数】

21年度…556人、22年度…321人、23年度…300人、24年度…281人

イ 直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施

直ちに居宅生活を送ることが困難な人もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない人については、更生センターや救護施設、その他の社会福祉施設への入所を勧めるとともに、必要に応じ適切な保護を行います。

1. 直ちに居宅生活を送ることが困難な人もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない人については、更生センターや救護施設等の施設入所により保護を行っている。また、施設において安定した生活状況にあり、居宅生活への移行が可能であると判断されれば、居宅生活へ移行するために必要な支援を行っている。
2. 更生センター、救護施設、女性家庭センター等の入所生活を通じ、居宅生活が可能で

あると認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行った。

【各施設入所者の退所後の動向】

○更生センター

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	17 人	26 人	34 人	29 人	22 人
②住込み就労	6 人	3 人	6 人	7 人	1 人
③施設入所（転所）	3 人	3 人	3 人	1 人	1 人
④兵庫荘・磯上荘へ入所	10 人	13 人	11 人	3 人	7 人
合 計（人数）	36 人	45 人	54 人	40 人	31 人

※③施設…母子、婦人関係施設・老人ホーム等介護保険施設・身障者施設等

○救護施設入所者

※市内 5 施設：アメニティホーム夢野・ヨハネ寮・のぞみの家・和光園・ひまわり苑の

合計

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	18 人	51 人	57 人	38 人	32 人
②住込み就労	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
③施設入所（転所）	10 人	24 人	28 人	24 人	24 人
合 計（人数）	28 人	75 人	85 人	62 人	56 人

○女性家庭センター入所者（DV 被害者を含む）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①民間アパート・市営住宅	7	11	7	8	6
②住込み就労	6	3	0	0	0
③施設入所（転所）	18	18	18	18	14
合 計（人数）	31 人	32 人	25 人	26 人	20 人

3. 高齢者で福祉的な配慮が必要な場合には、各区保健福祉部とあんしんすこやかセンターは、福祉施設と連携し、生活支援ショートステイの利用や老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置ができないかどうか検討の上でサービス調整を行っている。

ウ 居住の場所を確保した人に対する保護の実施

居住の場所を確保した人については、状況に応じ必要な保護を行います。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて公共職業安定所による求人情報の積極的な提供等の必要な支援を行います。

1. 居宅生活が可能であると認められる人については、その状況に応じて各区保健福祉部保護課にて必要な保護を行っている。

また、就労可能な人については、ケースワーカーが就労支援員と連携し、就労支援を行っている。

2. 更生センターは、更生センターを退所し居宅生活を送っている人を訪問し、生活状況を確認した上で必要な支援を行っている。

【退所者訪問事業による訪問状況】

	退所者数	訪問対象者	実施結果							(再掲) 生活状況確認数
			在室	不在	居所不明	後日連絡有				
						電話	来所	再訪問		
								在室	不在	
平成20年度	75人	23人	7人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人
平成21年度	71人	25人	5人	2人	2人	1人	0人	0人	0人	6人
平成22年度	93人	46人	4人	18人	6人	2人	3人	1人	4人	10人
平成23年度	79人	35人	7人	7人	3人	1人	4人	0人	2人	12人
平成24年度	73人	26人	5人	3人	0人	0人	0人	2人	0人	7人
合計	391人	155人	28人	30人	11人	4人	7人	3人	6人	42人

※生活状況確認数とは、在室、後日連絡有（電話・来所）、再訪問（在室）の合計数。

エ 医療機関に入院となった人に対する保護の実施

病気等により急迫した状態にある人及び医療機関に緊急搬送され入院となった人については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、必要に応じて生活保護を適用します。生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します。

各区保健福祉部は、救急搬送された人について早急に実態を把握した上で、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護法による適切な保護を行っている。また、入院により生活保護を適用したホームレスについては、居住地の確保や施設の活用について検討し、関係機関とも連携して再び野宿生活に戻ることをしないよう支援を行っている。

オ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら就労支援を実施します。

1. 各区保健福祉部保護課では、ケースワーカーと就労支援員が連携し、公共職業安定所等を活用して就労支援及び職業相談を実施している。
2. 各区保健福祉部保護課では、生活歴や職歴等様々な事情により、すぐに一般的就労に結びつけることが困難な人に対し、社会福祉法人や NPO への委託による就労訓練及び講習の受講等を活用して就労意欲及び技能の向上を図っている。

(7) ホームレスの人権の尊重について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重のため、以下の取り組みを推進することが必要です。

ア 人権啓発事業の実施等

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を目指して、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

1. 保健福祉局総務部人権推進課では、様々な人権課題を掲載した啓発冊子の作成・配布を行い、また命の大切さや多様性の尊重など普遍的な理念の普及を目的とした人権啓発事業を実施している。

【啓発冊子の作成・配布】

- ・「あすへの飛翔」12,500部…市立中学1年生全員及び一般市民に配布。
- ・『みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸』をめざして」4,000部
…一般市民に配布。

【人権啓発事業】

- ・憲法週間（5月） ハートフル・シネマサロン（映画）
- ・心かよわす市民運動月間（8月）
 - 心かよわす市民のつどい（講演）
 - 心かよわす親子映画大会（映画）
 - 啓発ポスターの作成
- ・人権週間（12月）
 - 区民啓発講演会（9区）
 - テレビによる人権学習（人権ドラマの放映）
- ・子どもたちへのメッセージ運動
 - （震災経験者から子どもたちへ、命の尊さや震災の教訓を伝える）
 - メッセージ募集（通年）
 - メッセージ集の作成（10月）
 - メッセージ運動展（1月）
- ・スポーツ組織と連携した啓発活動
 - ヴィッセル神戸と連携：街頭啓発、子ども・人権サッカー教室
 - 神戸製鋼ラグビー部との連携：ラグビー人権教室

2. 教育委員会事務局の取り組み

- ・「こうべっ子豊かな心育成プラン」をはじめとする取り組みを通して「命を大切にする心」「規範意識」「助け合いの心」など心の教育に力を注いでいる。また、人権教育を中心に、各校で年間を通じた指導計画を立てており、特に道徳の時間、学級活動や総合的な学習の時間（体験活動）において、「命の大切さ」や「他を思いやる心」を育てている。
- ・長期休業前や、5月のゴールデンウィーク前、神戸まつり等の事前指導の際には、ホームレスに対する理解を深め、偏見や差別の解消に向けた指導を行う旨の通知を各学校園に出し、子どもたちへの指導を周知している。また、長期休業前の校長会や生徒指導教員の地区会においても、ホームレスに関しての指導について依頼し、指導の徹底を図っている。
- ・平成22年9月に「ホームレスに関する人権学習指導事例集」をまとめ、教育委員会事務局イントラに掲載し、各学校で利用できるようにしている。

イ 相談と事案の適切な解決

様々な相談の場を通じて、ホームレスに関する暴力や嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

1. 教育委員会事務局の取り組み

- ・特別街頭補導や広域街頭補導を実施し、子どもたちの遊び場、たまり場を重点的に巡視し、実態把握に努めている。
 - ・警察署やサポートセンター等の関係機関との連携を密にし、校区内の現状について把握するとともに、補導活動などで校区内を巡回し、たまり行為の防止に努めている。
 - ・青少年育成協議会、ふれまち協議会など地域諸団体とも連携を図り、校区内の現状把握と合同補導活動の実施を通じて、問題行動の未然防止に取り組んでいる。
 - ・学校がホームレスとのトラブルを認知した場合は、子どもたちへの指導を通して再発防止に努めている。
- ## 2. ホームレス支援の見回り等を行っている NPO 法人より、中学生程度の年齢の子どもからホームレスが嫌がらせを受けたり、危害を加えられた等の情報が寄せられることがある。そのような場合は、近隣の学校等にホームレスの人権に関わる研修等の実施を促している。

ウ 施設における人権の尊重

更生援護相談所等のホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重に配慮するよう努めます。

1. 更生援護相談所等においては、各職員がホームレスの抱える問題を理解することを基盤とし、利用者の人権の尊重に配慮しながら、個々の生活・健康・福祉制度等の各種相談に対応している。
2. 更生センターでは、入所者が施設での生活等に関して自由に意見を記載して投函する箱を設置しており、寄せられた意見に対して相談の機会を設ける等、懇切丁寧に対応している。

(8) 公共施設の適正な利用の確保について

ア 施設管理者の役割

公共の用に供する施設及び場所をホームレスが起居等に使用することにより、適正な利用が妨げられているとき、当該施設管理者は、更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部等関係機関に連絡を行い、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、その管理権に基づき以下の対策を講ずるなど、施設の適正な管理に努めます。

また、洪水等の災害時において被害が及ぶ危険があることから、関係部局と連絡調整し、配慮し対応します。

(ア) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行います。

(イ) 必要と認めるときは、法令の規定に基づき、監督処分 of 措置を行います。

1. 建設局公園砂防部管理課及び各建設事務所、みなと総局神戸港管理事務所では、公園及び道路・歩道、港湾施設の安全確保のために随時巡回を行っている。また、行財政局行政監察部庶務課は、守衛が市役所庁舎周辺を随時巡回している。施設の適正な利用を確保するための必要な措置を講じるとともに、ホームレスの居住が確認されれば、更生センター及びホームレス巡回相談員と連携して自立支援を行っている。

2. 神戸港管理事務所が管理する臨港地区内（東灘～須磨）の物揚場や公園などに 6ヶ所 26人のホームレスが起居場所として日常生活を送っていた。計画に基づく5年間の支援結果は、

居住場所の確保…13人

保健、医療の確保…3人

生活相談、指導等…12人

合計 28人（延べ人数）である。

※平成25年9月時点では、3ヶ所に11人のホームレスが確認されている。

イ 放棄物等の処理

その他公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物があるとき、又はホームレスの所持品で不要となった生活用品等の残存物があるときは、当該施設管理者は適正な利用を確保するために、必要に応じて放棄物及び残存物の処理を行います。

持ち主がいらないと思われる放棄物及び残存物があるときは、張り紙等により撤去を促

したのち、一定期間後に処分を行っている。

【神戸港管理事務所撤去件数】

平成20年度～平成24年度…64件

【市内建設事務所撤去件数】

平成20年度…0件

平成21年度…1件

平成22年度…1件

平成23年度…10件

平成24年度…9件

合計…21件

(9) 民間団体等との連携について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、最も身近な地域の民間団体（社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員児童委員等）との連携・協力が必要と考えます。特にNPO、ボランティア団体等は、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動を行っており、重要な役割を果たしています。

ア 民間団体等との連携・協力

民間団体と行政は、今後も個々のホームレスの巡回相談活動等を通じて、相互の立場を尊重しながら、民間団体の知識や経験を活用することによって、連携と協力を図りホームレスの自立支援に取り組んでいきます。

1. 各民間団体は、独自に夜回り等巡回による生活相談や、炊き出し等ホームレスへの支援活動を行う中で、要援護者を福祉事務所や更生センター等の行政機関につなげている。
2. 更生センター及びホームレス巡回相談員は、民間団体とも情報交換等を行いながら、要援護者の医療・生活相談等に対応している。
3. 福祉事務所及び更生センターは、民間団体と協力しつつ住居確保及び施設入所の支援を行い、必要に応じて生活保護、住宅支援給付等の制度を活用してホームレスの自立支援に取り組んでいる。

イ 民間団体等との情報・意見交換

本市においては、NPO、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換の場を機会あるごとに設けており、今後も継続していきます。

1. 各民間団体は、要援護状態のホームレスを福祉事務所や更生センター等の行政機関につなぎ、個々のホームレスの自立の支援に向けて日頃から情報交換及び意見交換を行っている。
2. 保健福祉局総務部保護課は、「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」の見直しにあたり、3団体と意見交換の場を設けた。
特定非営利活動法人神戸の冬を支える会

特定非営利活動法人あゆみ

特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団

(10) その他、自立の支援等に関する事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、少子高齢化や核家族化の定着、地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されています。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけではなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。

こうしたホームレス問題の解決を図り、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、地域福祉の増進を図ることが重要です。

ア 市民福祉総合計画の推進

市民福祉の総合的・体系的推進を図るため、既に策定している「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010 後期実施計画」を着実に推進し、「もてる力をだしあい、ささえあう福祉のまちづくり」を目指します。

また、市民福祉総合計画の見直しの際には、本実施計画と整合を図りながら行います。

1. 「もてる力をだしあい、ささえあう福祉のまちづくり」を目指して平成19年2月に策定した「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010 後期実施計画」に基づき、福祉や健康、所得、労働、教育、住宅など市民生活の基礎的な条件を安定的に確保するため、市民福祉に関する施策の総合的・体系的推進を図った。

イ NPO等が活動しやすい環境作り

NPOや地域住民等に対するボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境作りを支援します。

1. 神戸港管理事務所では、ボランティア団体等と協力し、地区内のホームレス6人を民間賃貸住宅等へ入居させる等、NPO等との連携によって自立の支援に成果を挙げている。
2. 各区保健福祉部保護課は、兵庫県より「ホームレス等貧困・困窮者サポート事業」（絆再生事業）について委託を受けているNPOとも連携し、安定した住居等の確保に努めている。

いる。

ウ 民生委員児童委員協議会への研修等

民生委員児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて委員の質の向上を図ります。

1. 地域での高齢者の見守りを進めるため、市内 173 の地域において、民生委員、友愛訪問ボランティア、見守り推進員、区社会福祉協議会等が連絡会を開催し、地域の高齢者に関する情報交換や必要な情報提供、ホームレスの自立の支援を含む地域課題についての話し合いを行っている。
2. 各区保健福祉部保護課において、生活に困窮した人やその恐れのある人があった場合に、身近な地域の民生委員児童委員活動で早期に把握し、福祉事務所と連絡を取り合うことで生活保護等必要な福祉施策を講じることができるよう、民生委員児童委員協議会の研修等の機会に制度の周知及び協力依頼を行っている。

エ 権利擁護事業の推進

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業を「こうべ安心サポートセンター」で実施しており、必要に応じ利用の推進を図ります。

1. あんしんすこやかセンターでは、高齢者虐待への対応や認知症高齢者等意思能力の充分でない高齢者の権利擁護支援を行っており、必要に応じて区役所や「こうべ安心サポートセンター」と連携するとともに、高齢者に対する虐待や権利侵害を早期に発見・対応するため、地域の関係機関のネットワークづくりに取り組んでいる。
2. 福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業の活用を必要とする人に対しては、こうべ安心サポートセンターと連携し、事業の活用について検討している。

オ 「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」の周知

ホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて理解を求めていくため、実施計画に関するリーフレットを作成し、市民及び関係機関に配布します。

ホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて理解を深めていただくよう、実施計画の概要版を作成・配布して関係機関への周知に努めた。

第3 計画の評価と課題

(1) 取り組み状況について

- 本市では、従来からホームレスに関する問題・事例ごとに関係部署や機関がそのつど連携して適切な対応に努めてきましたが、平成15年10月に、全庁的な協力体制の確保を目的として神戸市ホームレス対策連絡会議を設置しました。以降、定期的に連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例の報告等を行っています。
- 平成16年5月には保健福祉局総務部保護課にホームレス巡回相談員2名を配置し、みなと総局・建設局の施設管理者による巡回と協力し、継続的に、ホームレスの実態と個々のニーズについて把握を行い、生活・健康相談に迅速に対応できるようになりました。
また、NPO等の民間団体とも個々の事例を通じ必要な連携が図れるようになりました。特に、平成22年度以降は兵庫県の絆再生事業の活用により、NPOとの協力・連携による民間賃貸住宅の情報提供及び確保が積極的に行われています。
- 今後も、庁内の情報交換等を定期的に行うことにより、市民からの通報への対応については、まず通報を受けた課が状況を把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整がスムーズに行えるよう努めていきます。

(2) ホームレスの現状と課題について

- ホームレスの高齢化、路上（野宿）生活の長期化について
市内の定住者の中には、更生センター及びホームレス巡回相談員が声をかけても、社会生活を望まない人が多くいます。これらの人たちは、これまでの生活環境等により自立意欲を失い路上（野宿）生活が長くなり、社会生活を望まなくなった人であると考えられます。年齢的にも、中高年齢者が中心となっています。その自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるよう、巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じてNPO等の民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努めます。そのような意味でも、比較的路上（野宿）生活が短い人により積極的に働きかけていく必要があると考えています。
- 地域生活の定着支援
支援により居住の場を確保しても、再び路上（野宿）生活に戻ってしまう人が少なくないことから、国の新たな基本方針（平成25年7月31日付厚生労働省・国土交通省告示第1号）においても「再路上化の防止に向けた支援について」が新たに盛り込まれています。地域での生活を再開した人が再び路上（野宿）生活に戻ることのないように、個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等、定着のための支

援にも力を入れていく必要があると考えています。

(3) 今後について

- 神戸市としては、平成26年度以降策定される第3次実施計画に基づき、神戸市ホームレス対策連絡会議を中心に、関係機関が連携を密にし、NPO等の民間団体の協力も得て、巡回等による個々の生活相談により、野宿生活の脱却をめざした一時的な居住の場の確保や医療の確保から、安定した居住の場の確保へ、さらにその定着といった、継続した支援が必要と考えています。必要な方については生活保護を適用し、日常生活支援や就労支援等の自立支援を行います。
- 今後もホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについての市民のみなさんや関係機関に理解を求めていく必要があると考えています。第3次実施計画の策定に合わせて第3次実施計画概要版を作成し、関係機関に配布することを考えています。
- 全国的なホームレスの自立の支援等に関する取り組みが進んだことで、ホームレス数は減少したものの、変動する社会経済情勢の中、依然として市内には一定のホームレスが確認されています。巡回相談の強化により、定住者の把握がスムーズに行えるようになりましたが、移動者や夜間のみの宿泊者については、今後も実態を把握していく必要があると考えます。景気動向は依然として不透明であり、今後の社会経済情勢に留意しつつ、個々の状況に応じたきめ細やかな対応に努めていく必要があると考えています。